

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

医療法人社団千葉秀心会東船橋病院訪問リハビリテーション事業所運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団千葉秀心会が開設する医療法人社団千葉秀心会東船橋病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団千葉秀心会東船橋病院
- ② 所在地 千葉県船橋市高根台 4-29-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1名(外来診療と兼務)

理学療法士 1名以上(常勤兼務)

作業療法士 1名以上(常勤兼務)

言語聴覚士 1名以上(常勤兼務)

従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日および12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

第6条(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用単位数)

- ① 2単位:40分
- ② 3単位:60分

第7条(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他費用の額)

1 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供了の場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ①心身機能評価(リハビリテーションの適応等)
- ②身体機能訓練・指導
- ③日常生活活動訓練・指導
- ④介護者等への訓練・介助指導
- ⑤家屋改造・福祉用具購入指導
- ⑥補装具作成相談

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、船橋市、一部地域の区域とする。

第9条(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 従業者の訪問中に気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 従業者の訪問前に急な外出や体調不良の場合はすみやかに事業所に連絡を行う。

第10条(非常災害対策)

- 1 非常災害対策に関わる具体的な計画を職員だけでなく利用者及びその家族等にも周知する。

第11条(その他運営についての重要事項)

- 1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
- 2 事業所は利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結から5年間は保存する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団千葉秀心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。